

青少年の家管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 12 月 26 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 20 号

青少年の家管理運営規則の一部を改正する規則

青少年の家管理運営規則（昭和56年岩手県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用時間)</p> <p>第 3 条 岩手県立県北青少年の家のスケート場（以下「スケート場」という。）の使用時間は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 10時から22時まで</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる日以外の日 13時から22時まで</u></p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>前項</u>の使用時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(教育委員会規則で定める者)</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 1 項に規定する教育委員会規則で定める者は、おおむね 5 人以上で団体を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者<u>で</u>、青少年の家に<u>宿泊して</u>計画的な研修を行おうとするものとする。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>小学校児童及び中学校生徒並びにそれらの指導者</u></p> <p>(2) <u>少年団体の構成員及びその指導者</u></p> <p>(3) <u>高等学校生徒及び学生並びにそれらの指導者</u></p> <p>(4) <u>青年団体の構成員及びその指導者</u></p> <p>(5) <u>勤労青年及びその指導者</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第 5 条 条例第 3 条第 1 項本文の規定による許可を受けようとする者は、<u>青少年の家使用許可申請書（様式第 1 号）</u>を使用しようとする日の 6 月前から 1 月前までに教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が青少年の家の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 教育長は、条例第 3 条第 1 項本文の規定による許可をし</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第 3 条 岩手県立県北青少年の家のスケート場（以下「スケート場」という。）の使用時間は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第 3 条第 1 項ただし書の研修の用に供する場合 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）以外の日の 9 時から13時まで</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合以外の場合 次のア又はイの日の区分に応じ、それぞれア又はイに定める時間</u></p> <p><u>ア 日曜日等 10時から22時まで</u></p> <p><u>イ アに掲げる日以外の日 13時から22時まで</u></p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>前項第 2 号</u>の使用時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(教育委員会規則で定める者)</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 1 項に規定する教育委員会規則で定める者は、おおむね 5 人以上で団体を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者及び当該者を引率し、又は指導する者であつて、<u>前条第 1 項第 1 号に規定する時間に</u>、青少年の家に<u>おいて</u>計画的な研修を行おうとするものとする。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>幼児、小学校児童及び中学校生徒</u></p> <p>(2) <u>少年団体の構成員</u></p> <p>(3) <u>高等学校生徒及び学生</u></p> <p>(4) <u>青年団体の構成員</u></p> <p>(5) <u>勤労青少年</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第 5 条 条例第 3 条第 1 項本文の規定による許可を受けようとする者は、<u>研修の実施に関する計画その他必要な事項を記載した別に定める様式による青少年の家使用許可申請書</u>を使用しようとする日の 6 月前から 1 月前までに教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が青少年の家の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 教育長は、条例第 3 条第 1 項本文の規定による許可をし</p>

たときは、青少年の家使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 [略]

たときは、別に定める様式による青少年の家使用許可書を交付するものとする。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の青少年の家管理運営規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書又は許可書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書又は許可書については、なお従前の例による。